

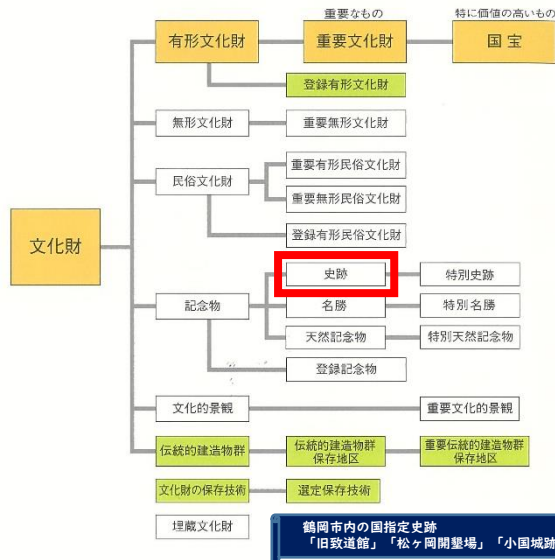
令和5年3月20日「旧東田川郡役所及び郡会議事堂」 国史跡に指定

令和4年12月16日に開催された国の文化審議会において、国の史跡に指定することを答申された藤島地域の「旧東田川郡役所及び郡会議事堂」について、令和5年3月20日付け、文部科学省告示第14号の告示により正式に史跡に指定されました。

旧東田川郡役所及び郡会議事堂は、明治時代に施行された郡制の様子を具体的に示す遺跡である。現存する建物は、建て替わっているものの、創建当初と同じ敷地に現存し、敷地の規模も郡役所として機能していた頃より変わっておらず、敷地全体が遺跡としての価値をもつ。郡役所の二階を議事堂として利用した郡はあるものの、郡役所と郡会議事堂が郡役所が機能したときと同じ敷地に現存する遺跡は全国的にみてもほかになく、洋風建築と和風建築が並び建つことは、明治後半期における西洋文化の受容状況をよく示している。また旧東田川電気事業組合倉庫及び土蔵の存在は、郡制廃止後における郡で行われた事業の継承を示すもので貴重である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

【文化庁『月刊文化財2023年2月号』「新指定の文化財－記念物－ 文化庁文化財第二課」より一部抜粋）】

文化財の種類



国指定史跡とは

文化財保護法に基づき「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの」を文部科学大臣が指定したものです。国指定史跡となった遺跡は、今後将来にわたって守るべき大切な遺跡として文化財保護法に基づいて保存していくことが必要となります。

文化財保護の仕組み

指定等

文部科学大臣が文化審議会への諮問を経て、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録

保存

- ・文化財保護法に基づく現状変更等の規制
- ・管理や修理に関する指導
- ・文化財補助金や課税上の特例措置など

活用

- ・展覧会等による文化財の鑑賞機会の充実
- ・史跡等をわかりやすく展示するための整備事業など